
積立式定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回1円以上とし当店のほか当社本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替月、振替日、振替金額、引落口座、定期預金の種類等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (預金の種類・継続の方法等)

この預金への預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた型区分により、つぎのとおり取扱います。

(1) 一般(エンドレス)型の場合

各預入または継続の都度、つぎの種類・方法により定期預金を作成し、この預金に預入れます。

- ① 各預入日に作成する定期預金の種類は、預入日の3年後の応当日を満期日とする自動継続の期日指定定期預金とします。
- ② 前記①により預入された定期預金は、満期日にあらかじめ指定を受けた方法により元利合計金額または元金をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- ③ 前記②による継続の取扱いに際し、これらの継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

(2) 満期目標型の場合

各預入または継続の都度、あらかじめ指定を受けた目標満期日(以下「目標日」という。)までの期間に応じ、つぎの種類・方法により定期預金を作成し、この預金に組入れます。なお、この預金は目標日の3か月前まで預入れることができます。

- ① 預入日から目標日までの期間が3か月以上1年未満の場合
各預入日に、目標日を満期日とする期間3か月から11か月までの自由金利型定期預金(M型)とします。
- ② 預入日から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合
各預入日に、目標日を満期日とする期日指定定期預金とします。
- ③ 預入日から目標日までの期間が3年超の場合
 - A 預入日から目標日までの期間が3年超3年3か月未満の場合には、各預入日に、まず1年定期預金とし、その満期日に元利合計金額または元金をもって目標日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
 - B 預入日から目標日までの期間が3年3か月以上の場合には、各預入日に、まず預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額または元金をもって前記①・②・③Aの方法(この場合、「預入日」は「継続日」とします。)により、目標日までの期間(以下「残

りの期間」という。)に応じた定期預金に継続します。

C 前記Bの場合に残りの期間が3年3か月以上となる時は、同Bの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、残りの期間に応じた定期預金に継続します。

D 定期預金のまとめ

③による継続の取扱いに際し、これらの継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

4. (支払時期等)

(1) 一般(エンドレス)型の場合

① 前記3(1)一般型の場合の各別の定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。この継続停止の申出は満期日までにその旨を申出てください。

② 預入日(継続日を含みます。)から1年経過した後は満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください。ただし、その1口の残りの金額は、5,000円以上とします。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 満期目標型の場合

① 前記3(2)満期目標型の場合の各別の定期預金は目標日以後に利息とともに支払います。

② 預入日(継続日を含みます。)から1年経過した後は満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください。ただし、その1口の残りの金額は、5,000円以上とします。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

5. (利息)

(1) この預金口座の各別の定期預金の利息は、預入日(継続日を含みます。)現在における当社所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

(2) 期日指定定期預金の場合には、その利息は次のとおり取扱います。

① 利息は、預入日(継続日を含みます。)から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 期日指定定期預金の「2年未満」利率

B 2年以上 期日指定定期預金の「2年以上」利率

(以下「2年以上利率」という。)

② 利息は、満期日に元金に組入れ、または、指定口座へ入金します。

(3) 継続後の預金についても、前記(1)・(2)と同様の方法によります。ただし、利率については当社所定の日にそれぞれ変更します。新利率は変更日以後に継続される預金

から適用します。

(4) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を後記 7(1)により満期日前に解約する場合および後記 7(4)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6 か月以上 1 年未満	2 年以上利率×40%
③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	2 年以上利率×50%
④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	2 年以上利率×60%
⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	2 年以上利率×70%
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	2 年以上利率×90%

なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。

(6) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 7(3)①、②A から F および③A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 7(3)①、②A から F または③A から E の一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約(各別の定期預金を解約する場合および期日指定定期預金の場合の一部解約を含みます。)、または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前記(2)の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者

-
- ③ 預金者が、何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

8. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等により、その非課税貯蓄限度を超過する場合には、つぎのとおり取扱います。

- (1) 自動振替による預入れ等により、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座（以下「別口座」という。）を作成のうえ（既に別口座がある場合には当該口座に）、その振替金額等を入金することがあります。
- (2) 前記3、4(3)、5に規定する利息の元金への組入れにより、この口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、あらかじめ指定を受けた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

9. (通帳の記帳方法)

- (1) 前記3により複数の定期預金を1口にして継続した場合、お支払欄には、これらの複数の定期預金を合計して記帳させていただきます。
- (2) 複数の定期預金を同時に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「差引残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の口数と総額をご記帳いたします。
- (4) 年金型の場合、年金元金計算日以後に分割または継続された各々の定期預金および受取開始日以後に年金支払した定期預金をご記帳いたします。この場合、お受取予定の金額、お受取日などについては、当社所定の方法により、年4回ご連絡します。

10. (預入れ型区分の変更)

一般型は、型区分を満期目標型に変更することができます。この場合、あらかじめ所定の書面によって当店へ届出てください。

11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳の再発行にあたっては、当社が定める通帳再発行手数料をご負担いただきます。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

-
-
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。
 - (4) 前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
 - (5) 前記(4)の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書式の場合は証書受取欄、通帳式の場合は当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定

めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109^{インターネット}または03-5252-3772

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

〈トマト総合口座と組合せてご利用されるお客様へ〉

- * トマト積立式定期預金は、お客様の申出によりトマト総合口座と組合せてご利用することができます。急なご入用時にはこの積立式定期預金にお預入れの定期預金を担保にその定期預金残高の90%以内で最高500万円（他に、総合口座機能を付加した定期預金がある場合は合算します。）まで自動的にお借入れできます。
- * トマト総合口座と組合せてご利用される場合、このトマト積立式定期預金通帳は「トマト総合口座定期預金（積立式定期預金）・担保明細帳（以下「明細帳」という。）」となり、トマト総合口座取引規定につきの規定が追加されます。なお、普通預金および「明細帳」記載の定期預金を担保とする当座貸越の取引は、別にお渡ししたトマト総合口座通帳に記載します。

なお、新規のお取扱いはしておりません。

〈トマト総合口座取引追加規定〉

- 1 トマト総合口座定期預金（積立式定期預金）・担保明細帳（以下「明細帳」という。）には、トマト総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
- 2 トマト総合口座取引規定における「通帳」には、トマト総合口座通帳、各種カードローン通帳（兼総合口座通帳）のほか、この明細帳を含むものとします。
- 3 トマト総合口座取引の定期預金を解約・書替継続するときは、この明細帳およびトマト総合口座通帳を提出してください。また、同取引の普通預金口座を解約する場合にはトマト総合口座通帳または各種カードローン通帳（兼総合口座通帳）のほか、この明細帳も持参してください。
- 4 トマト積立式定期預金をトマト総合口座の担保とする場合は、トマト総合口座取引規定の2（取扱店の範囲）の(2)にかかわらず1口あたりの預入れ金額は5,000円以上で取扱います。

以上